

## 産業廃棄物税制度の検討項目について －併せ産廃について－

令和 2 年 3 月 2 4 日  
産業廃棄物課

### 1 現在の取り扱い

廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定により、市町村等の一廃最終処分場で併せて処理される産業廃棄物(併せ産廃)は、課税対象としていない。

### 2 今後のあり方

一般廃棄物とあわせて処理される産業廃棄物(併せ産廃)については、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もあるが、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な業務量の増加が見込まれること(徴税コストとの兼ね合い)、焼却や破碎処理後の最終処分量の把握が困難であることなどの課題がある。

また、実施自治体数や受入施設数は、制度開始後と比べて減少しており、受入の理由は、地域の事業者育成、零細企業支援等となっている。

このことから、引き続き課税の対象としないことが適当であると考えます。

### 3 調査結果

#### (1) 制度創設時の考え

- ・福島県地方税制等検討会報告書(H16.9)では、「一般廃棄物処分場に持ち込まれる産業廃棄物については、大部分が一般廃棄物と併せて焼却処理された後の焼却灰の形で最終処分されているが実態であり、一般廃棄物と併せて処理される産業廃棄物については、課税客体の数量的な把握が非常に困難となっている。したがって、課税技術面などを勘案し、課税対象としないことが妥当と考えられる。」としている。

#### (2) 県内の併せ産廃処理の状況

##### ア 併せ産廃処理の推計量(平成 28 年度)

搬入施設	搬入量
焼却	約 9,800 t
破碎・選別	約 590 t
最終処分	約 160 t

※「平成 28 年度福島県の一般廃棄物処理の状況(福島県一般廃棄物課)」から推計

##### イ 実施自治体数の推移 (自治体数)

	実施自治体数	搬入施設		
		焼却	破碎・選別	最終処分
H18	5	3	2	1
H22	5	2	2	3
H26	3	1	2	2
H30	3	1	2	1

※ H30 の実施自治体は、福島市、郡山市、会津若松地方広域市町村圏整備組合。

ウ 受入物

- ・焼却 (紙くず、木くず、繊維くず、植物性固形不用物)
- ・破碎・選別 (木くず、繊維くず、ガラスくず)
- ・破碎・選別、最終処分 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)

(3) 全国の様況

課税	道府県数
対象外	15
対象	12 (東北では青森県のみ)
計	27

※ 課税対象としていない理由 (15自治体) (福島県調査 (R元. 9))

- ・徴税手法や課税コストに課題があるため。
- ・市町村が総合的に判断し受け入れているものであるため。
- ・条例で産廃の最終処分場への埋立のみを対象としているため。
- ・併せ産廃処理の実態が不明であるため。 等

(4) 聞き取り調査結果 (課題等) について

- 受け入れている理由は、地域の事業者育成、零細企業の支援のためである。
- 現在、受け入れ時に、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を明確に区分していない。  
課税対象となった場合は、産廃のみの計量、請求、適正搬入の監視など業務量が膨大となるため現実的で無い。
- ※ 産廃と一廃を区分するためには、廃棄物の種類に応じて、排出事業者の業種や排出状況が規定に合致するかの確認も必要となる。
- 中間処理 (破碎、焼却)は、他の一廃と一緒にを行うため、処理後の産廃だけの最終処分量の把握は極めて難しい。
- 課税対象になると、受入時の事務が煩雑化し、事務量が大幅に増大する。
- 可燃物の併せ産廃の受入廃止時に、当面、不燃物の受入は継続する旨表明しているため、受入の廃止は出来ない。

(5) 産業廃棄物と一般廃棄物について

- 法令上の区分は次のとおりである。
  - ・産業廃棄物 (木くず、廃プラスチック類、汚泥等20種類)
  - ・一般廃棄物 (産業廃棄物以外のもの)
- 廃棄物の外見からだけでは区分が難しいものなどがある。

※木くずの例

発生場所	産廃	一廃
家屋の解体	建設業者が解体したもの	所有者が自ら解体したもの
樹木の伐採・剪定	建設業者が建物建築等のために伐採・剪定したもの	業者や個人が土地の管理等のために伐採・剪定したもの。